

令和 8 年 4 月 2 8 日
建設・水道常任委員会資料
上下水道部治水対策課

雨水貯留施設（堀池貯留管）整備工事に関する損害賠償請求訴訟について

令和 6 年 12 月 23 日付で京都地方裁判所へ提訴いたしました、雨水貯留施設（堀池貯留管）整備工事に関する損害賠償請求訴訟について、下記のとおりご報告いたします。

記

1. これまでの経過

- 令和 5 年 4 月：推進機械停止
- 令和 6 年 1 月：雨水貯留施設（堀池貯留管）整備工事 契約終了
- 令和 6 年 9 月：詳細設計業務の受注者に対し損害賠償を請求することについて、建設・水道常任委員会へ報告
- 令和 6 年 12 月：京都地方裁判所へ訴状提出

【原告】	宇治市
【被告】	株式会社ニュージェック
【訴訟物の価額】	1 億 3 7 8 8 万 8 2 3 3 円

- 令和 8 年 2 月：雨水貯留施設（堀池貯留管）整備工事（その 2）契約締結

2. 追加請求額の内容

工事再開に伴い、追加の損害額を算定しているところであり、以下のとおり被告である株式会社ニュージェックに対し、追加請求の訴えを考えております。

主な内容	追加請求額
継続して発生していた経費（借地料等）	約 1 3, 0 0 0 千円
工事内容の見直しにより新たに必要となった費用 （工事資機材の再設置費用、物価上昇による増加費用等）	約 1 3 0, 0 0 0 千円
合 計	約 1 4 3, 0 0 0 千円

以上